

2 税務調査の進め方

税務調査の立会においては調査担当者の出方を察知し、立会者がミスのない対応を行うことで納税者があらぬ嫌疑をかけられぬように、納税者が正しく行っているところを、調査担当者に理解していただくことが重要です。

一般的な実地調査の手順については下記のとおり照合,質問,検査,確認の順序で行ないます。

(1) 照 合

調査は、申告内容の適否を検討するところであり、この検討方法として証拠書類と帳簿の記帳内容との照合及び計算照合がある。

① 証拠書類との照合

取引に基づいて作成される証拠書類が形式的・実質的に完備しており、証拠書類について、相手先、決済金額、取引の内容が記録されているかどうかを確かめる。

② 帳簿照合

証拠書類との照合によって、その適否を検討した帳簿について行なう照合で、主として転記照合という。

いわゆる、仕訳帳及び補助元帳から元帳に対して行なわれた転記が正確であるかどうかを確かめる。

その目的は

- ① 金額の誤記ないしは不正記入
- ② 勘定科目の誤記ないしは不正記入
- ③ 転記漏れ

を検討することにあるので取引の日付、勘定科目、金額、帳簿の丁数等を中心にその適否を確認する。

ハ 計算照合

各種の帳簿や試算表の金額の合計額、差引残高が正しく計算されているかどうかを検討することをいう。

従って、各ページの合計額のみならず、前ページからの繰越額、前期繰越額、次期繰越額をも併せて検討することが重要である。

(2) 質問及び検査

① 質問の進め方

調査をするにあたっての質問は、法人の代表者、役員、それぞれの業務の責任者、担当者、取引先等に対して面接又は文書によって行なう。

② 質問の場所

質問は原則として調査に便利である本店、支店、事業所等の事務室において行なう。

③ 質問の仕方

不審事項は、次の項目（6W1Hの方法）に従って解明する。

- (1) 誰が（人・Who）
- (2) いつ（時・When）
- (3) どこで（場所・Where）
- (4) なにを（物・What）
- (5) なにをもって（用具・Where by）
- (6) なぜ（動機・Why）
- (7) いかにして（方法、手段・How）

(3) 検査

検査とは、調査に関して必要な一切の帳簿書類その他の物件について、調査担当者の五官の作用によって、その存在を知覚し又は認識することをいう。

(4) 確認

質問検査に基づく結果について、その裏付あるいは補完により事実関係を確認することをいい、具体的には調査対象法人の支店、営業所に対する支店所得調査及び取引先、取引金融機関等への反面調査、並びに代表者等の所得の調査によって調査対象法人との契約、決済等の適否、勘定残高の適否等を確認することをいう。